

# 確定申告日程表

●受付時間 午前＝9時～11時 午後＝1時～4時

問合せ先

- 宇土税務署 ☎22-0410
- 松橋市民センター(旧松橋町役場) ☎32-1111
- 小川支所(旧小川町役場) ☎43-1111
- 不知火支所(旧不知火町役場) ☎33-1111
- または松合出張所 ☎42-2111
- 豊野支所(旧豊野町役場) ☎45-2111
- 三角支所(旧三角町役場) ☎53-1111

期日	受付時間	三角	不知火	松橋	小川	豊野					
2月	16日 水	午前	小田良・石打	桂原・塩屋浦・亀崎	豊川校区	上糸石					
		午後	大田尾東								
	17日 木	午前	大田尾西	長崎全区・鶴籠・新村・浦上		松橋校区	上巢林				
		午後	西港一								
	18日 金	午前	西港二・西港三	亀尾・塩浜			松橋校区	下糸石			
		午後	本町								
	21日 月	午前	馬立・駅通り	松崎				松橋校区	確定申告者 (住民税申告も受け付けます)		
		午後	駅裏通り・東港二								
	22日 火	午前	東港三	十五社全区					豊福校区	宮川	
		午後	東港四・赤岩								
	23日 水	午前	東港五	浜田・高良全区・雇用促進						豊福校区	下巢林
		午後	際崎								
24日 木	午前	古氷団地	御領1区～4区	豊福校区	下鶴東・下鶴西・堀ノ内・茶ノ木鶴・石橋						
	午後	古氷									
25日 金	午前	有働団地・宮崎	御領5区～6区		豊福校区	中原・尾村・山口・新開原					
	午後	塩屋									
28日 月	午前	浦	柏原・小曾部			豊福校区	上安岩				
	午後	黒崎・向山									
1日 火	午前	旧三	塚原全区				豊福校区	北山崎			
	午後	道峰・迫出									
2日 水	午前	上下出・片島東	永尾1区					豊福校区	南山崎		
	午後	田井浦									
3日 木	午前	田井浦	永尾2区・古屋敷						豊福校区	下郷上	
	午後	上内									
4日 金	午前	中内・野崎南	山村・浦の谷・須の前	豊福校区						下郷下	
	午後	塩屋東・塩屋西									
7日 月	午前	片島西・野崎北	山田・浦の谷・須の前		豊福校区					下郷下	
	午後	山田・矢崎									
8日 火	午前	船津	仲・西			豊福校区				法寺野・畑中・松原・小村・舟通・汐井川	
	午後	打越・馬場									
9日 水	午前	上本庄・下本庄	上げ・和田				豊福校区			法寺野・畑中・松原・小村・舟通・汐井川	
	午後	中村・金折・千房・八柳・開拓									
10日 木	午前	新地・前越	救の浦					豊福校区		下上郷	
	午後	大口・底江									
11日 金	午前	手場・古場	大見						豊福校区	上上郷	
	午後	上底江・御船・里浦									
14日 月	午前	予備日	予備日	豊福校区						予備日	
	午後	予備日									
15日 火	午前	予備日	予備日		豊福校区					予備日	
	午後	予備日									

## 正しく・お早めに！ 確定申告

### 申告期間

**所得税 2月16日(水)～3月15日(火)**  
**贈与税 2月1日(火)～3月15日(火)**  
**個人事業者の消費税および地方消費税 3月31日(木)まで**

今年も確定申告の時期が近づいてきました。準備はお済みでしょうか？毎年申告の期限が間近になると受付会場が大変混雑し、提出まで長時間お待ちいただく場合もあります。申告書はできるだけ「ご自分で書いて、お早めにご提出ください。」

### 申告相談の場所と納税相談のご案内

申告期間中は宇土税務署および宇城市役所各支所に特設会場を設けております。ただし、所得税、消費税および地方消費税 贈与税 譲渡・山林所得のある方は税務署で、所得税(簡易なもの)、住民税申告の方は各支所で受付いたします。また、自分で申告・納税するのが原則です。従って、税務署および市からの案内は、昨年の実績に基づいてご案内しております。昨年、新たに事業を始めた人や2力所以上から給与を受け年末調整をしていない人など、今年新たに確定申告が必要となる方は、自らの期限内に申告と納税をお済ませください。

**申告相談の時、持って来る物**

①税務署から送付された申告書をお持ちの方は、その「申告書」および「収支内訳書」

- ②「印鑑」「電卓」「筆記用具」「通帳(還付の場合)」
- ③年金・給与のある人は、「源泉徴収票」
- ④生命保険料・損害保険料の支払いのある人は、「支払い保険料の証明書(生命保険料の場合、1契約9,000円を超えるもの)」
- ⑤医療費控除を受ける人は、「支払った医療費の領収書」「保険などで補てんされる金額の明細書」
- ⑥住宅借入金(取得)等特別控除を受ける人は、「住民票の写し」「登記簿謄本」「売買契約書の写し」「売買契約書(請負契約書)の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」、増築の場合「増改築等工事証明書」
- ⑦「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」など

### ご存じですか？ e-Tax

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、国税に関する各種手続きが、自宅や事務所にいながらにしてインターネット等で行うことができます。

平成16年分確定申告期の送信可能時間は、平日の午前9時から午後11時までおよび日曜日の午前9時から午後9時までです。

問合せ先 ヘルプデスク ☎0570-015901  
(確定申告期は、平日の午前9時から午後8時まで)  
e-Tax ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>